

新見市立井倉小学校 いじめ問題対策基本方針		平成29年4月 策定 令和4年4月 改訂
いじめに関する現状と課題		
・本校のいじめの認知件数は昨年度1件であった。小規模な学校のため、人間関係が固定化する傾向が見られる。自分の言動により相手にいやな思いをさせていることに気づかない児童やいやなことをされても訴えられない児童、いじめにつながるような場面においても注意できにくい児童もいる。また、支援が必要な児童や心に寂しさを抱えた児童がいる。そこで、未然防止の取り組みをより強く推進するために、情報交換を常時行い、全教職員が連携して取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実に努めていく。		
いじめ問題への対策の基本的な考え方		
・全教職員は、いじめの定義を次のように認識している。いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなどの一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ・「いじめに当たるかどうかの判断」は、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。その際「心身の苦痛を感じているもの」との用件を限定解釈したり安易に判断したりしないことである。 ・いじめに該当すると判断した場合は、加害行為を行った児童に対して、その悪質性を理解させ、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。障害のある児童に対しては、教職員が障害の特性を十分に理解した上で適切な指導・支援を行うものとする。また、校内研修や懇談会（保護者対象）で、いじめ防止の啓発を実施するとともに、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・必ず入学時や各年度の開始時を捉え、学校基本方針を児童に説明する。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために年間2回アンケートを実施する。教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報は教職員間で共有を図る。 ＜重点となる取組＞ ・いじめの兆しを見逃さないよう、日々の終礼や生徒指導連絡会で、児童の情報交換を密にとる。 ・「いじめを考える週間」や「人権週間」において、児童が実施する取り組みを支援し、児童がいじめを自らの問題としてとらえ、いじめをしない・させない・放置しないといった意識をもたせることや、主体的に改善しようとする力を育成する。 ・いじめは、「どの子にも起こりうる」問題であることを十分認識し、積極的にいじめを認知しそのいじめの100%の解消を目指し、組織的取組を徹底する。		
学 校		
保護者・地域との連携	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催（長期休業明けごと） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達 ＜構成メンバー＞ ・校外 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭	関係機関等との連携 ＜連携機関名＞ ・新見市教育委員会、児童相談所 ＜連携の内容＞ ・家庭、本人への支援 ・見守り隊による監視 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・新見警察署（井倉駐在所） ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換 ＜学校側の窓口＞ ・教頭
全 教 職 員		
学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	○校内指導体制の確立 ・校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会で共通理解し、生徒指導や教育相談体制を確立する。 ・年間の学校教育全体を通じた多様な取り組みの具体的な指導内容のプログラム化を図る。 ○児童の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成 ・互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりをすすめる。 ・児童が自ら考え、生活を主体的に改善する取り組みを積極的に指導・支援し、自己指導能力を育成する。 ○互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり ・授業や学級活動、ボランティア活動や体験活動、地域活動等で、コミュニケーション能力や社会性を育成する。 ・ストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルを定着させる。 ・一人一人が活躍できる活動や授業づくり、集団の一員としての自己有用感や充実感の育成、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係を構築する。 ・傍観者とならず、教職員への報告や訴える力を育成するとともに、見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土づくりに努める。 ○児童の主体的な参加による活動の促進 ・トラブルを自分たちで解決しようとする意識や自ら乗り越えていく経験を積ませる。 ・「いじめについて考える週間」に合わせ、児童会による主体的・自治的な活動の中でいじめの防止についての取り組みを企画立案し実施させる。 ○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・専門家の協力も得た、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等の学習、最新技術を適切に活用できる能力や態度を育成する。 ○教職員の指導力の向上 ・いじめ問題実践事例集等を活用し、対策を実施する際の留意点等について、教職員間で共通理解を図る。 ・各種心理検査を活用しいじめの認知能力や対応力、学級経営能力の向上を図る。 ・発達障害、性同一性障害等、今日的な課題についての積極的な研修、共通理解に基づいた指導を行う。 ・教職員の言動が児童の心を傷つけたり、いじめを助長することのないよう、指導の在り方に注意をする。 ・児童から信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず確認する。 ・学級経営や教科指導、生徒指導に関する指導力の向上を図る。 ○特に配慮が必要な児童への対応 ・特に配慮が必要な児童について、日常的に適切な支援を実施するとともに、積極的な情報交換を行う。 ・保護者や関係機関との連携を図り、周囲の児童に対する組織的な対応を行う。 ○家庭や地域の関係団体との連携強化 ・連携して児童を見守り、健全な育成を図るために、日頃からの積極的な学校公開やホームページを活用した情報発信を行う。 ・PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題についての研修や協議の機会を設定する。 ・児童への関わり方を共に考え、支援する、地域ぐるみの取り組みを地域連携担当の教員を中心に推進する。	
② 早期発見	○教職員による観察や情報交換 ・日頃から信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険なサインを見逃さない高いアンテナを保持する。 ・i-checkの活用やケース会議などの工夫をするとともに、常に情報共有を図る。 ・PTAや関係機関、放課後子ども教室などからの情報も得られるよう、窓口（教頭）の周知や情報提供を依頼する。 ○定期的なアンケート調査等の実施 ・定期アンケートや教育相談（年2回）、日記や作文指導等を通して児童がいじめを訴えやすい環境を整備する。 ・日頃から児童をしっかりと観察し、いじめのサインを見逃さない。（休憩時間や掃除時間など、児童と過ごす機会をできるだけ増やす） ○校内の教育相談体制の活用 ・児童に対して全職員が日頃から声をかけをこまめに行うことで、気軽に相談できる関係づくりに努める。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用する。 ○校外の相談機関等の周知 ・学校外の相談窓口について、児童や保護者に周知や広報をする。 ○SNSを含むネットの利用実態の把握と指導 ・児童のネット利用の実態を積極的に把握し、人間関係のトラブルにならないように指導する。 ・ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を理解し、小さな兆候や情報でも、いじめ対策委員会を中心に教職員間で情報を共有し、指導を適切に実施していく。	
③ いじめへの対処	○いじめの発見や相談を受けたときの対応 ・SOS発信やいじめの報告は、多大な勇気を要することを理解し、児童からの相談には、必ず迅速かつ丁寧に対応することを徹底する。 ・けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにせず、その場で止め、経緯を丁寧に聴く。 ・児童や保護者からのいじめの相談や訴え相談機関からの情報提供は、真摯に傾聴し対応する。 ・行為や訴えの内容を軽視せず関わり、児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先に対応する。 ・正確かつ迅速な事実関係の把握を行うとともに、事実を隠さず保護者に伝え、協力して対応する。 ○教職員の組織的な対応と関係機関との連携 ・いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告し、学校が組織的に対応する。 ・特定の教職員が抱え込み、報告を行わないことのないようにする。 ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、必ず警察との連携を図る。また、通報には至らない場合も、日頃から教育委員会や警察署へ相談したり、緊密に連携を図ったりする。 ○いじめられた児童とその保護者への支援 ・事実関係の聴取とともに、心のケアも行う。安心して学習や活動に取り組める居場所を確保する。 ・家庭訪問等で、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、情報を共有する。 ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得て、寄り添い、きめ細かく対応できる組織づくりを行う。 ・学校には、いじめられた児童の安全・安心を確保する責任があることを自覚し、解決に至るまで支援を継続していく。 ○いじめた児童への指導とその保護者への助言 ・いじめた気持ちや背景にも目を向け、行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する。 ・「いじめは決して許さない」という姿勢を示し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、再発防止の措置を講じる。 ・保護者に正確な情報を迅速に伝え、事実に対する理解を促し、学校と連携した対応への協力を要請する。 ・成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題等を解決するための具体的な対策方針を決定する。 ○いじめの事実調査 ・必要な場合には、アンケート調査等の結果から聴き取り対象者等を絞り込み、関係児童を聴取する。 ・事実関係や指導経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童が卒業するまでは保管をする。転校した場合も卒業年次までは保管をする。但し、重大事態は、指導要録の保存期間に合わせ、少なくとも5年間は保管をする。 ○他の児童への働きかけ ・見ていた児童にも、止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導を行う。 ・同調していた児童は、いじめに加担する行為であることの理解徹底を図る。 ・いじめを全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。 ○いじめの解消と継続的な指導 ・「いじめが解消されている」とは、『いじめに係る行為が止んでいること。（いじめられた児童に対する行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している）。』『いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめられた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか）を面談等で確認する。』この2つの要件を満たす必要がある。但し、これらが満たされている場合も、必要に応じ、他の事情も勘案して判断を行う。 ・いじめが再発する可能性が十分にあるため、教職員は、関係児童を日常的に注意深く観察する。 ・いじめの発生を契機に、事例を検証し、再発防止のために取り組む内容を検討し、計画的に実行に移す。 ○ネット上の不適切な書き込み等への対処 ・ネット・トラブルによる監視、定期アンケートや教育相談等による実態把握も踏まえた削除要請や指導を行う。 ・書き込んだ児童が特定できる場合は、与える影響の大きさについて、充分な認識と反省をさせる。また、被害児童に対する精神的なケアを実施する。 ・特定できなかった場合も、その都度、情報モラルや法的責任について全体に指導する。	